

第10号議案 品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

1. 条例改正の理由

品川区組織条例の改正に伴い、次の2条例について組織名称の変更が必要となることから、本条例により一括して改正を行う。

- (1) 品川区特別職報酬等審議会条例
- (2) 品川区財産価格審議会条例

2. 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

3. 施行期日

令和6年4月1日

品川区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区特別職報酬等審議会条例 昭和39年7月15日条例第34号 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>区長室総務課</u>において処理する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○品川区特別職報酬等審議会条例 昭和39年7月15日条例第34号 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>

品川区財産価格審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区財産価格審議会条例 昭和46年7月20日条例第25号 (会長の選任および権限)</p> <p>第4条 会長は、<u>企画経営部</u>を担任する副区長とする。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p><u>付 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>○品川区財産価格審議会条例 昭和46年7月20日条例第25号 (会長の選任および権限)</p> <p>第4条 会長は、<u>総務部</u>を担任する副区長とする。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>